

支 払 基 金
令和元年 8 月 30 日

特定器材マスターの改定について

今般、令和元年 8 月 30 日付け厚生労働省告示第 99 号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する告示第 1 条」に基づき、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するコードの適用年月日は、令和元年 9 月 1 日であることから、令和元年 8 月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

また、内容については別紙をご確認ください。

記

新規特定器材コードの設定（変更区分「3」：6コード）

別紙_特定器材マスター登録内容の一部変更（令和元年. 9. 1 適用）

別表番号	区分番号	特定器材コード	特定器材名・規格名	金額種別	金額	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
02	133	710011072	血栓除去用カテーテル（脳血栓除去用・直接吸引型）	1	268,000	3		新設		
02	133	710011073	血栓除去用カテーテル（脳血栓除去用・直接吸引型）・指定番号	1	281,000	3		新設		
02	203	710011074	横隔神経電気刺激装置（電極植込キット）	1	1,240,000	3		新設		
02	203	710011075	横隔神経電気刺激装置（体外式パルス発生器）	1	606,000	3		新設		
02	203	710011076	横隔神経電気刺激装置（接続ケーブル）	1	4,400	3		新設		
02	204	710011077	経皮的左心耳閉鎖システム	1	1,470,000	3		新設		